令和７年度

木祖村財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査意見書

木祖村監査委員

８木監第７号
令和８年８月２４日

木祖村長　奥　原　秀　一　　様

木祖村代表監査委員　　松　原　秀　幸
木 祖 村 監 査 委 員　　安 原 千 佳 世

令和７年度決算木祖村一般会計等の財政健全化判断比率及び
公営企業における資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、審査に付された令和７年度木祖村一般会計等に係る財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況について審査しましたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和７年度決算木祖村一般会計等の財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査意見書

第１　審査の対象

（１）令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
（２）上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年８月１８日（火）、１９日（水）、２０日（木）の３日間

第３　審査の方法

村長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、その他参考となる関係書類の提出を求め審査を行った。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。